

# 入札公告

予算決算及び会計令第74条の規定により、下記のとおり一般競争入札を執行するので公告する。

令和2年7月29日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 長 正敏

記

## 1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和2年度北海道労働局施設定期点検業務
- (2) 仕様 仕様書による
- (3) 業務期間 契約の日から7日以内に着手し、令和2年11月30日までに完了すること。
- (4) 業務場所 網走公共職業安定所（網走市大曲1丁目1-3） 外34箇所
- (5) 入札方法 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して提出すること。  
なお、本業務に係る入札は、電子調達システムによる入札または紙による事前入札（郵送可）とする。

## 2. 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 平成31・32年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「測量・コンサルタント等競争参加資格」のうち、工種区分が「建設関係コンサルタント業務」（北海道地区）でB～C等級に格付けされたものであること。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。  
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険 ④国民年金  
⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記3（1）に照会すること。
- (8) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

### 3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎9階  
北海道労働局総務部総務課 会計第四係 電話 011-700-5451
- (2) 入札説明会の日時及び場所  
実施しない。
- (3) 参加申込期限  
令和2年8月18日（火） 午後5時15分
- (4) 入札書の受領期限及び場所  
令和2年8月19日（水） 午前10時00分  
札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課会計第四係
- (5) 開札の日時及び場所  
令和2年8月19日（水） 午前10時05分  
札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課会計第四係

### 4. 電子調達システム (<https://www.geps.go.jp>) 利用の可否

本調達は電子調達システム（GEPS）の利用を可能とする。その場合、以下の点に留意すること。

- (1) 上記3.（3）の期限までに【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申立書」（様式4）、「誓約書」（様式5）、「自己申告書」（様式6）をPDF形式で登録すること。
- (2) 入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。
- (3) 入札書の提出（登録）は上記3.（4）の期限までに行うこと。
- (4) 紙入札方式による参加を希望する場合は、上記3.（3）までに「入札参加資格確認申請・証明書」（様式3）、「保険料納付に係る申立書」（様式4）、「誓約書」（様式5）、「自己申告書」（様式6）、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」（様式7）を郵送または持参により提出すること。同時に入札書を提出することを可能とする。

### 5. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
予算決算及び会計令第77条第1項第2号および第100条の3第1項第3号に基づき免除とする。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官より求められた場合は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を期日までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
必要である。
- (6) 落札者の決定方法  
本公告に示した工事を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算

及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

# 入札説明書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に定めるもののほか、一般競争入札参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和2年度北海道労働局施設定期点検業務
- (2) 仕様 別添仕様書による
- (3) 業務期間 契約の日から7日以内に着手し、令和2年11月30日までに完了すること。
- (4) 業務場所 網走市大曲1丁目1-3 外34箇所
- (5) 入札方法
  - ① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
  - ② 入札者は、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もることとする。
  - ③ 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 平成31・32年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「測量・建設コンサルタント等」のうち、「建築関係コンサルタント業務」（北海道地区）において、B～C等級に格付けされた者であること。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
  - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
  - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記3(2)③に照会すること。
- (8) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

### 3 入札書の提出場所等

本調達では電子調達システムにより執行する。ただし、電子入札により難しい場合は、紙入札（下記（2）参照）により参加することができる。

#### （1）電子調達システムによる入札

##### ① 参加申し込み

**令和2年8月18日（火）午後5時15分**までに、【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申出書」**様式4**、「誓約書」**様式5**、「自己申告書」**様式6**をPDF形式で登録すること。

##### ② 入札書の提出（登録）

上記①の登録後、順次書面審査を実施し、審査が完了した旨の通知メールが送信され次第、入札書の登録が可能となること。

【電子入札書の提出（登録）期限】

**令和2年8月19日（水）午前10時00分**

##### ③ 代理人による電子入札

入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。

#### （2）紙による入札

##### ① 参加申し込み

**様式3**の証明書に「資格審査結果通知書」（写）を添付したもの、及び、「保険料納付に係る申出書」**様式4**、「誓約書」**様式5**、「自己申告書」**様式6**、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」**様式7**を、**令和2年8月18日（火）午後5時15分**までに提出しなければならない。

##### ② 入札書の受領期限

**令和2年8月19日（水）午前10時00分**

なお、郵送の場合は受領期限までに到着しているかを、必ず電話により確認すること。

##### ③ 紙入札書の提出先、契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階南側 北海道労働局 総務部総務課会計第四係 TEL011-700-5451（直通） FAX011-700-3179
---

##### ④ 紙入札書の提出方法

入札書は**様式1**の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長と記載）及び「令和2年8月19日開札 令和2年度北海道労働局施設定期点検業務」と記入し、3（2）②の期限までに提出しなければならない。

※**様式1**の入札くじ番号には任意の数字を3桁で記入すること

##### ⑤ 郵便（簡易書留郵便に限る）により提出する場合には二重封筒とし、表封筒に「令和2年8月19日開札 令和2年度北海道労働局施設定期点検業務 入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記入のうえ、上記3（2）③宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

##### ⑥ 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を

含む) をしておくとともに、開札時までには様式2の様式による代理委任状を提出しなければならない。

⑦ 入札者又はその代理人は、本工事に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を更正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

#### 4 開札

(1) 開札の日時及び場所

日時 令和2年8月19日(水) 午前10時05分  
場所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階  
北海道労働局総務部総務課会計第四係

(2) 電子調達システムによる入札の場合

入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

(3) 紙による入札の場合

開札後、結果を電話により連絡する。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、システム上の再度入札通知書に示す受付締切時刻までに再度の入札を行うものとする。

紙入札者に対しては、再入札の通知を(1)の同日 午前11時までに案内する。

#### 5 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

#### 6 契約書の作成

(1) 契約の相手方が決定したときは、その翌日から起算して7日以内に契約を締結するものとする。

(2) 契約条項

別添契約書(案)のとおり

#### 7 その他

(1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(2) 支払い条件

別添契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

# 入札書

(契約事項) 令和2年度北海道労働局施設定期点検業務

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記のとおり入札説明書並びに契約条項等を承諾のうえ入札  
します。

入札くじ番号

--	--	--

令和 年 月 日

住所  
(入札者)

氏名

㊟

住所  
(代理人)

氏名

㊟

支出負担行為担当官  
北海道労働局総務部長 殿

- 注1. 代理人をもって入札する場合は、入札者本人及び代理人の住所・氏名を明記し、押印は代理人のみとすること。
- 注2. 金額の前に「¥」記号を付すること。
- 注3. 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

令和 年 月 日

## 委任状

支出負担行為担当官  
北海道労働局総務部長 殿

(住 所)  
(商号又は名称)  
(代表者氏名)

私は、 (住 所)  
(氏 名)

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

令和 年 月 日  
次の入札に関する一切の件。

令和2年度北海道労働局施設定期点検業務

入札参加資格確認申請・証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長 殿

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加を申請します。

また、当社が落札した際は、北海道労働局との契約に支障が生じないよう、貴職が指定する業務内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

- |          |                     |
|----------|---------------------|
| 1 調達案件名称 | 令和2年度北海道労働局施設定期点検業務 |
| 2 開札日    | 令和2年 8月19日(水)       |
| 3 履行期限   | 令和2年11月30日(月)       |
| 4 添付書類   | 資格審査結果通知書(写)        |

(入札者)

所在地

商号又は名称

代表者名

印

## 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽の内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

住所	
名称	
代表者	⑩

## 誓約書

私

当社

は、下記1、2に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者名

## 自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
北海道労働局総務部長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
北海道労働局総務部長 殿

住 所  
商号又は名称

代表者氏名



電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加せず、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名 令和2年度北海道労働局施設定期点検業務

2 紙入札方式で参加をする理由

- 利用登録の申請をしていないため
- 利用登録の申請中だが、手続きが遅れているため
- 経費等のため
- その他 ( )

# 建築物点検業務委託仕様書

厚生労働省北海道労働局

# 建築物点検業務委託仕様書

## I.業務概要

1.業務名: 令和2年度北海道労働局施設定期点検業務

2.履行場所: 「令和2年度建築物定期点検業務対象施設一覧」のとおり

・5(1)の建築基準法第12条第2項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に基づく点検  
対象施設一覧のグループCに該当する施設

・5(2)の建築基準法第12条第4項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項に基づく点検  
対象施設一覧のグループA・B・Cに該当する施設

防火設備点検については、対象施設一覧に記載の防火設備がある6施設が対象

・5(3)の塀・擁壁・門点検

対象施設一覧の塀・擁壁・門点検欄に塀・擁壁・門の記載がある30施設が対象

※Dグループについては、塀・擁壁・門点検のみ対象

3.履行期間: 契約締結日から7日以内に着手し、令和2年11月30日(月)まで

## 4.一般事項

(1)用語の定義

本仕様書において使用する用語の定義は建築保全業務共通仕様書(平成30年版)第1編第1章第1節1.1.2による。

(2)契約図書の優先順位

契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①②の順番とする。

①契約書

②本業務委託仕様書

(3)受注者の負担の範囲

点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

その他費用負担が不明確なものについては、双方協議のうえ決定する。

(4)業務の実施

受注者は、契約後速やかに「業務着手届」を、業務が完了した際には「業務完了通知書」を「支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長」あて提出する。

業務の実施に当たっては、既存建物、設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は、直ちに当局担当者又は施設管理担当者に報告し、その指示に従い修復する。

また、修復にかかる費用は全て受注者の負担とする。

(5)関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(6)本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については当局担当者と協議し、その指示に従うこと。

(7)業務の再委託

点検業務における主要な部分(総合企画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断)の一部または全部を再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は、その関係を明確にするとともに、その実施について適切な指導、管理を行う。

(8)守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

(9)著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

## 5.業務内容

(1)建築基準法第12条第2項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に基づく点検。(建築)

(2)建築基準法第12条第4項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項に基づく点検。

(建築設備及び防火設備)

(3)塀・擁壁・門(組積造、補強コンクリートブロック造等を含め、金属製フェンスを含まない)の点検。

(4)上記(1)～(3)の点検に際し、気象条件の悪化(暴風雪や強風時等)に伴い、庁舎、宿舍建築設備が、落下、破損、転倒等、飛散物による被害が、施設利用者に被害を及ぼすことがないよう確認を行うこと。

1) 部位別の主な確認事項

A 外壁、外部仕上げ材等

- ・ 仕上げ材の剥落、浮き等の有無
- ・ 庁舎板、外壁付属物のぐらつき・破損・傾斜・腐朽等の有無

B 屋外

- ・ 屋外掲示板、庁舎板、外灯、電柱等のぐらつき・損傷・傾斜、腐朽等の有無
- ・ 樹木の枝枯れや傾き等の有無
- ・ 飛散の恐れのある物品は処置の確認
- ・ 懸垂幕の対応措置の確認

(5)各労働基準監督署及び公共職業安定所施設の屋上の清掃作業(伸縮目地材部の土砂・雑草等の除去や、ルーフドレン排水口の目詰まり清掃等)。

(6)前記(1)から(5)に掲げる点検・作業の結果、建築物及び建築設備に支障がある場合の監督職員へのアドバイス、改修方法等の提案。

## 6.点検対象

「令和2年度建築物定期点検業務対象施設一覧」のとおりとする。

## 7.点検方法

- (1)国土交通省告示第1350号別表・第1351号別表及び国土交通省告示第723号による(建築物・建築設備・防火設備点検)。
- (2)国土交通省告示第282号に定められている判定基準に基づき、別紙1・別紙2を参考に安全点検を実施する(塀・擁壁・門点検)。

## 8.点検結果の報告

報告書の書式は次によることとする。

- (1)建築物等の概要(別添1 保全台帳様式1)
- (2)点検及び確認記録  
(別添1 保全台帳様式2、(参考)点検及び確認記録(官公法・建築基準法)、検査結果表、検査結果図)  
※保全台帳様式2の点検・確認項目のうち「建築物の敷地及び構造の点検」及び「建築物の昇降機以外の建築設備の点検」について、記載すること。  
※塀・擁壁・門点検及び測定については、点検項目・点検事項(別紙2を参照)・測定項目ごとに点検及び測定結果を確認することができるよう、任意様式で報告すること。
- (3)上記5の(5)における作業の前中後の写真(デジタルカメラによる撮影可)
- (4)異常があると認められた箇所を示した図面
- (5)異常確認箇所写真一覧(別添2、異常があると認められた箇所の写真(デジタルカメラによる撮影可)及びその内容を示すこと)  
※塀・擁壁・門については、異常の有無にかかわらず、外観写真を添付すること。  
※塀・擁壁・門点検の結果、倒壊の危険性等が確認された場合は、発注者へ至急報告すること。
- (6)改修方法提案書(具体的な改修又は改善の方法を示すこと)

## 9. 成果品の提出

市販のA4版ファイルに編纂し2部提出する。編纂方法は下記のとおりとする。

- (1)全施設を取りまとめ、施設ごとに上記8の(1)から(6)の順としたうえで、施設名称を記したインデックスを貼付したものを1部。
- (2)施設ごとの分冊として、上記8の(1)から(6)の順にインデックスを貼付したものを1部。  
※記録磁気媒体(CD等)も併せて納品すること(全施設分1部)

## II. 共通仕様

### 1.貸与資料

業務の実施に当たり、必要に応じ点検対象施設に係る図面を貸与する。

### 2.点検実施者

- (1)点検の実施に先立ち、次の事項について書面をもって当局担当者に通知する。

- ・氏名
  - ・生年月日
  - ・経歴書
  - ・点検に関する資格を証明するもの
- (2)点検実施者は、当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有する者とする。
- ・一級建築士(全ての点検業務が可)
  - ・二級建築士(全ての点検業務が可)
  - ・特定建築物調査員(建築物の敷地及び構造の点検に必要)
  - ・建築設備検査員(昇降機以外の建築設備の点検に必要)
  - ・防火設備検査員(防火設備の点検に必要)
- (3)点検実施者は、常に社員証を携帯し、自社の制服(作業服)を着用する。

### 3.業務条件

受注者は、点検業務の実施日及び実施時間について、北海道労働局総務部総務課会計第四係担当者経由にて各施設の施設管理者と協議のうえ決定し、あらかじめ予定表を北海道労働局総務部総務課会計第四係担当者へ配布すること。

なお、受注者側の理由により当初の実施予定日及び実施予定時間に変更が生じる場合には、当初予定日前までに北海道労働局総務部総務課会計第四係担当者と協議のうえ変更すること。

また、高所を点検する際には墜落防止措置を必ず講じること。

### 4.施設管理者の立ち会い

点検の実施に際しては、各施設管理者が立ち会うことがある。

また、受注者側から施設管理者に立ち会いを求める場合は、あらかじめ申し出ること。

### 5.駐車場の利用

施設内駐車場の利用を希望する場合は、各施設管理者にあらかじめ申し出ること。

### 6.会議の開催

発注者が特に必要と認めた場合、事前準備を含む作業の進捗状況や履行体制等についての確認のため会議を開催するので応じること。

### 7.問題発生時の連絡体制

作業実施に当たって、履行場所の建物・設備の破損又は作業計画の大幅な遅延、人身事故等の問題が生じた場合は、直ちに以下の連絡先へ連絡・協議の上、適切な処置を取ること。

北海道労働局総務部総務課会計第四係 佐々木、唐木田 Tel:011-700-5451(直通)

### 8.仕様書その他本業務に関する問い合わせ先

北海道労働局総務部総務課会計第四係 唐木田 Tel:011-700-5451(直通)

## 別紙1

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

 1. 塀は高すぎないか

- ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。

 2. 塀の厚さは十分か

- ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）

 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）

- ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

 4. 基礎があるか

- ・コンクリートの基礎があるか。

 5. 塀は健全か

- ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

 6. 塀に鉄筋が入っているか

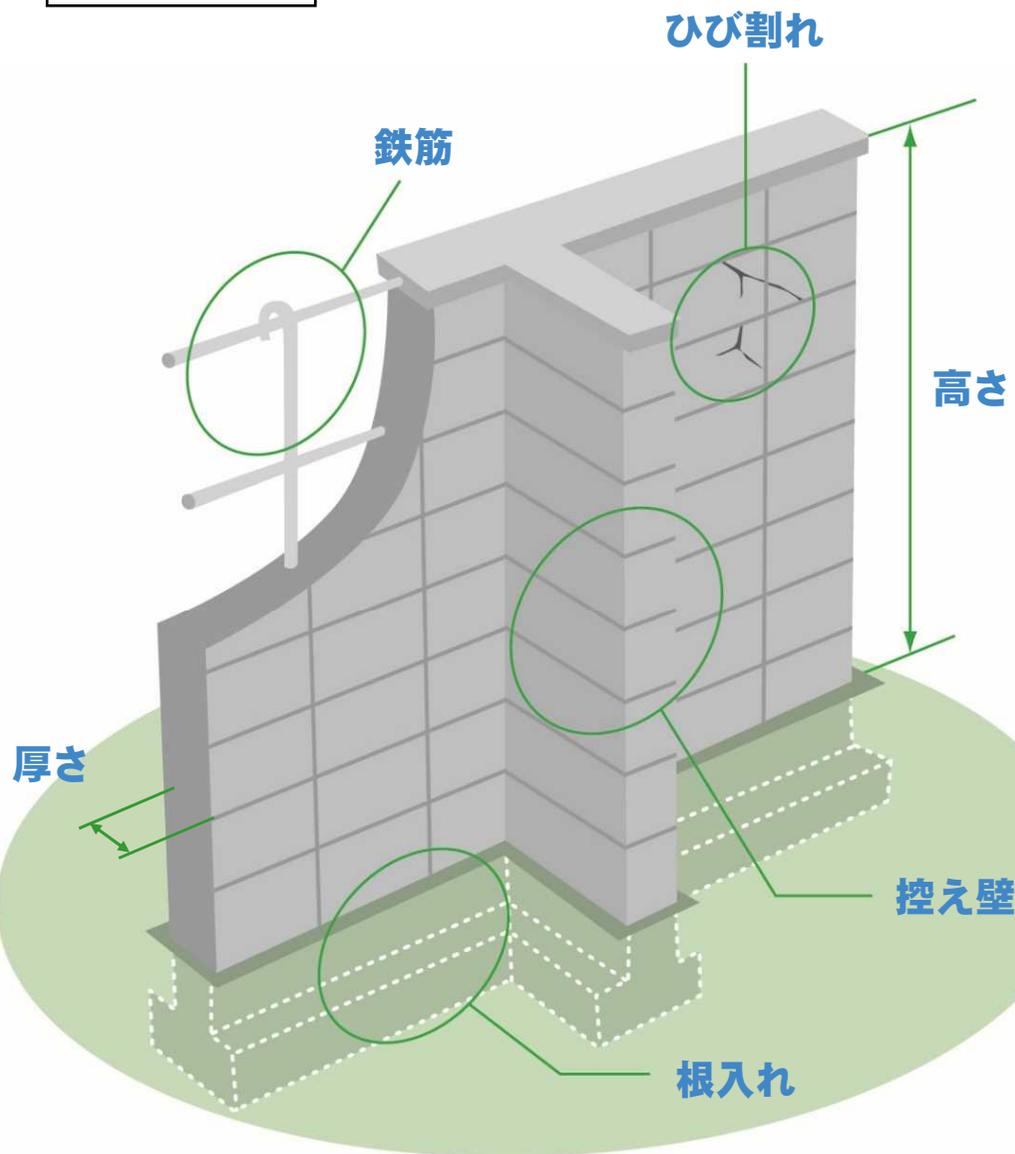
- ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
- ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。



## 別紙2

### ＜第一段階：外観に基づく点検＞

外観目視により、以下の事項に関し問題がないか確認する。高さ及び控え壁等の仕様・寸法については、組積造については建築基準法施行令第 61 条に、補強コンクリートブロック造の塀については令第 62 条の 6 及び令第 62 条の 8 に照らして適切か確認する。

- ① 高すぎないか。(組積造は 1.2m 以下、補強コンクリートブロック造は 2.2m 以下)
- ② 厚さは十分か。(組積造は壁頂までの距離の 1/10 以上、補強コンクリートブロック造は 10cm < 高さ 2m 超は 15cm > 以上)
- ③ 控え壁があるか。(組積造は 4m 以下ごとに壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は 3.4m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁を設ける)
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

### ＜第二段階：ブロック内部の診断＞

補強コンクリートブロック造の場合、外観点検で問題が発見された場合等に、補修方針を検討するため、ブロックを一部取り外して以下の事項を確認する。第二段階は建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。

- ⑥ 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第 62 条の 6 に照らして適切か。
- ⑦ 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第 62 条の 8 に照らして適切か。
- ⑧ 基礎の根入れ深さは、令第 61 条又は令第 62 条の 8 に照らして適切か。

(注) 補強コンクリートブロック造の場合、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は上記の仕様基準によらないことができる。

#### 令第 61 条

組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2 メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の 10 分の 1 以上とすること。
- 三 長さ 4 メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの 1.5 倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20 センチメートル以上とすること。

#### 令第 62 条の 6

コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

#### 令第 62 条の 8

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ 1.2 メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2 メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15 センチメートル（高さ 2 メートル以下の塀にあつては、10 センチメートル）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径 9 ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径 9 ミリメートル以上の鉄筋を縦横に 80 センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ 3.4 メートル以下ごとに、径 9 ミリメートル以上の鉄筋を配置した控え壁で基礎の部分において壁面から高さの 5 分の 1 以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けないことができる。
- 七 基礎の丈は、35 センチメートル以上とし、根入れの深さは 30 センチメートル以上とすること。

## 建築物等の概要(1)

施設基本情報					
施設名称					
所在地					
管理官署	(省庁)	(部局)	(課室)		
敷地内建物延べ面積	(国財)	m <sup>2</sup>	(建基)	m <sup>2</sup>	
建物棟数	棟				
備考					
建物基本情報					
【主要建物】					
建物名称(棟名)		棟番号		主用途	
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m <sup>2</sup>	竣工年月	年	月	
備考					
【その他の建物】					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m <sup>2</sup>	竣工年月	年	月	
備考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m <sup>2</sup>	竣工年月	年	月	
備考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m <sup>2</sup>	竣工年月	年	月	
備考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m <sup>2</sup>	竣工年月	年	月	
備考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m <sup>2</sup>	竣工年月	年	月	
備考					
共通備考					

建築物等の概要(2)

建物基本情報			
建物名称(棟名)		棟番号	
建物構造		建物階数	地上 地下 塔屋
建物延べ面積	m <sup>2</sup>	竣工年月	年 月
備考			
建物仕様			
備考			









点検・確認対象部位項目(点検・確認項目)	分類(※)			今回 対象	支障の 有無	支障の場所・内容等	点検実施年月		確認実施年月		備考
	保	建	官				有無	今年度	前回	今回	
※分類(○印:点検・確認の該当する項目    △印:点検の一部が該当する項目) 保: 国土交通省告示により「支障のない状態」に保全することが規定されている「建築物の敷地及び建築物の各部等」に該当する部位項目 建: 建築基準法により定期(3年周期)の点検が規定されている「建築物の敷地及び構造」に該当する部位項目 官: 官公庁施設の建設等に関する法律[官公法]により定期(3年周期)の点検が規定されている「建築物の敷地及び構造」に該当する部位項目											
備 考											







点検・確認対象部位項目(点検・確認項目)				分類(※)			有無	今回 対象	支障の 有無	支障の場所・内容等	点検実施年月		確認実施年月		備考
				保	建	官					今年度	前回	今回	前回	
		上記以外の の室に設 けられた換 気設備及 び空調設 備	自然換気 設備、機 械換気設 備及び空 調設備	○											
	ダクト(給 排気口含 む)の外 観、固定 及び作動	無窓の居 室又は火 を使用す る室に設 けられた換 気設備	自然換気 設備及び 機械換気 設備(中央 管理方式 の空調設 備を含 む。)	○	○	○									
		上記以外 の室に設 けられた換 気設備及 び空調設 備	自然換気 設備、機 械換気設 備及び空 調設備	○											
	防火、防 煙ダン パー類の 外観、固 定及び作 動	無窓の居 室又は火 を使用す る室に設 けられた換 気設備	自然換気 設備及び 機械換気 設備(中央 管理方式 の空調設 備を含 む。)	○	○	○									
		上記以外 の室に設 けられた換 気設備及 び空調設 備	自然換気 設備、機 械換気設 備及び空 調設備	○											
	非常用の照明設 備	非常用照明の作動		○	○	○									
	給水設備及び排 水設備	給排水配管の外観及び固定		○											
		温熱源機器(ボイラー、湯沸し器 等)の外観、固定及び作動		○	△	△									
		ポンプ類の外観、固定及び作動		○	○	○									
		タンク類の外観及び固定		○	○	○									
		排水槽の外観		○	○	○									
		浄化槽の外観、固定及び作動		○											
		排水再利用システム等の外観、固 定及び作動		○	○	○									
		衛生器具の外観及び固定		○	○	○									
		間接排水の外観		○	○	○									
		井戸の外観、固定及び作動		○											

※分類(○印:点検・確認の該当する項目 △印:点検の一部が該当する項目)

保: 国土交通省告示により「支障のない状態」に保全することが規定されている「建築物の敷地及び建築物の各部等」に該当する部位項目

建: 建築基準法により定期(1年周期)の点検が規定されている「建築設備」に該当する部位項目

点検・確認対象部位項目(点検・確認項目)	分類(※)			今回 対象	支障の 有無	支障の場所・内容等	点検実施年月		確認実施年月		備考
	保	建	官				有無	今年度	前回	今回	
官 : 官公庁施設の建設等に関する法律[官公法]により定期(1年周期)の点検が規定されている「建築設備」に該当する部位項目											
備考											

検査結果表  
(防火扉)

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
当該検査に関与した検査者		氏名	検査者番号				
		代表となる検査者					
		その他の検査者					
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況				
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)		危害防止装置	作動の状況				
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(6)			感知の状況				
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(9)				結線接続の状況			
(10)				接地の状況			
(11)				予備電源への切り替えの状況			
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(13)				容量の状況			
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(15)			再ロック防止機構の作動の状況				
(16)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況				
(17)			防火区画の形成の状況				
<b>上記以外の検査項目</b>							
<b>特記事項</b>							
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月			

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表  
(防火シャッター)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果		担当検査者番号	
			指摘なし	要是正 既 存 不 適 格		
(1)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)	駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び閉閉機の取付けの状況※				
(3)		スプロケットの設置の状況※				
(4)		軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※				
(5)		ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況				
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況			
(7)	ケース	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況				
(8)		劣化及び損傷の状況				
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(10)	危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況				
(11)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(12)		危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(13)		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(14)		作動の状況				
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)		感知の状況				
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(19)			結線接続の状況			
(20)			接地の状況			
(21)		連動機構用予備電源	予備電源への切り替えの状況			
(22)			劣化及び損傷の状況			
(23)			容量の状況			
(24)			自動閉鎖装置	設置の状況		
(25)	手動閉鎖装置	設置の状況				
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況				
(27)		防火区画の形成の状況				

上記以外の検査項目


特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( ) 書きで記入してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
- 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( ) 書きで記入してください。
- 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表  
(耐火クロススクリーン)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況			
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況			
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(11)			作動の状況			
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(13)		感知の状況				
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(15)			結線接続の状況			
(16)			接地の状況			
(17)			予備電源への切り替えの状況			
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(19)			容量の状況			
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況				
(23)		防火区画の形成の状況				

上記以外の検査項目


特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表  
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果		担当検査者番号
			指摘なし	要是正 既 存 不 適 格	
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況		
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況		
(3)		開閉弁	開閉弁の状況		
(4)		排水設備	排水の状況		
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況		
(6)			給水装置の状況		
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況		
(8)			結線接続の状況		
(9)			接地の状況		
(10)			ポンプ及び電動機の状況		
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況		
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況		
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		
(16)			感知の状況		
(17)		制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況		
(18)			結線接続の状況		
(19)			接地の状況		
(20)			予備電源への切り替えの状況		
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(22)			容量の状況		
(23)		自動作動装置	設置の状況		
(24)		手動作動装置	設置の状況		
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況			
(26)		防火区画の形成の状況			

上記以外の検査項目					

特記事項				
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第三号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果図



注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記すること。



令和2年度建築物定期点検業務対象施設一覧表

Cグループ:建築物点検・建設設備点検 A・Bグループ:建設設備点検 防火設備点検6施設 塀・擁壁・門点検30施設(Dグループ塀・擁壁点検のみ)

局・署・ 所名(支署・ 出張所(分室))	所在地	庁舎・宿舍の概要				グループ	地区	防火設備	塀・擁壁・門点検(金属製フェンスを除く) ※長さ(L、一直線上の長さで最も長い箇所)、高さ(H)、 最も高い箇所は把握している箇所のみ記載
		構造	延面積 m <sup>2</sup>	延面積 m <sup>2</sup>	建築 年 月				
網走公共職業安定所	網走市大曲1丁目1番3号	RC-2	336	697	S53.12	A	網走市	該当なし	該当なし
北見公共職業安定所遠軽出張所	紋別郡遠軽町1条北4丁目	RC-2	293	418	S54.12	A	遠軽町	該当なし	擁壁(コンクリート造L54.5m、H0.45m)
帯広公共職業安定所	帯広市西5条南5丁目2番地	RC-3	726	1,846	H15.7	A	帯広市	防火扉9枚 防火シャッター1枚	該当なし
釧路労働基準監督署	釧路市柏木町2番12号	RC-2	281	587	S51.12	A	釧路市	該当なし	擁壁(鉄筋コンクリート造L35.6m、H1.45m)
釧路公共職業安定所	釧路市富士見3丁目2番3号	RC-2	688	1,331	H6.2	A	釧路市	該当なし	擁壁(コンクリート造L40m H1.2m)
札幌東公共職業安定所	札幌市豊平区月寒東1条3丁目2-10	RC-4	719	2,728	H24.10	A	札幌市	防火扉1枚 防火シャッター1枚 耐火クロススクリーン6枚	塀(コンクリート造L20.47m、H1.5m) 擁壁(コンクリート造L11.55m H1.58m)
札幌東公共職業安定所江別出張所	江別市4条1丁目	RC-2	283	463	H4.3	A	江別市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造L15.15m、H0.67m)
札幌東労働基準監督署	札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2番5号	RC-2	455	1,073	S61.12	A	札幌市	該当なし	擁壁(コンクリート造L20.4m H0.98m)
紋別公共職業安定所	紋別市南が丘7丁目72-5	RC-2	322	543	S49.2	A	紋別市	該当なし	擁壁(鉄筋コンクリート造L8.65m、H1.65m)
千歳公共職業安定所	千歳市東雲4丁目2-6	RC-2	574	974	H11.11	A	千歳市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造L59.66m、H0.3m)
千歳公共職業安定所夕張出張所	夕張市本町5丁目5番地	RC-2	512	884	S51.12	A	夕張市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造L31.5m、H1.3m) 擁壁(鉄筋コンクリート造L18.5m、H1.92m)
旭川公共職業安定所	旭川市春光町10番地58	RC-2	599	1,178	S60.12	B	旭川市	該当なし	擁壁(鉄筋コンクリート造L66.7m、H1.14m)
旭川公共職業安定所富良野出張所	富良野市緑町9番1号	RC-2	459	710	H12.10	B	富良野市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造L40.45m、H0.97m)
名寄公共職業安定所士別出張所	士別市東4条3丁目1-17	RC-2	162	330	S47.11	B	士別市	該当なし	塀(コンクリート・ブロック造L14.8m、H1.3m) 門(鉄筋コンクリート造L2.25m、H1.37m)
滝川労働基準監督署	滝川市緑町2丁目5番30号	RC-2	282	565	S47.12	B	滝川市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造) 門(鉄筋コンクリート造L2.4m、H1.3m)
滝川公共職業安定所	滝川市緑町2丁目5番1号	RC-2	486	972	S55.12	B	滝川市	該当なし	擁壁(鉄筋コンクリート造L34.7m、H0.53m)
滝川公共職業安定所砂川出張所	砂川市西6条北5丁目1	RC-1	373	373	S42.12	B	砂川市	該当なし	門(鉄筋コンクリート造L2.35m、H0.9m)
滝川公共職業安定所深川分室	深川市1条18番10号	RC-1	473	473	S56.11	B	深川市	該当なし	擁壁(鉄筋コンクリート造L7.5m、H0.57m)
名寄労働基準監督署	名寄市西4条南9丁目16番地	RC-2	340	675	S61.12	B	名寄市	該当なし	擁壁(鉄筋コンクリート造L38.95m、H1.25m)
名寄公共職業安定所	名寄市西5条南10丁目2-2	RC-2	433	872	S48.11	B	名寄市	該当なし	塀(コンクリート・ブロック造L20.4m、H1.2m) 門(コンクリート造L2.1m、H1.32m)
稚内労働基準監督署	稚内市末広3丁目3番1号	RC-2	238	476	S54.11	B	稚内市	該当なし	擁壁(鉄筋コンクリート造L38.95m、H1.25m)
稚内公共職業安定所	稚内市末広4丁目1番25号	RC-2	365	730	S59.12	B	稚内市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造L43.5m H0.6m) 門(鉄筋コンクリート造L3.36m、H1.17m)
岩内公共職業安定所	岩内郡岩内町字相生199番地1	RC-2	449	660	S57.12	C	岩内町	該当なし	擁壁(コンクリート造L6.03m、H0.83m) 擁壁(石積みL32m、H2.1m) 門(鉄筋コンクリート造)
岩内職安高台宿舍	岩内郡岩内町高台282番地	RC-3	345	1027	H9.3	C	岩内町	防火扉3枚	擁壁(鉄筋コンクリート造L37.8m、H2.3m)
浦河労働基準監督署	浦河郡浦河町堺町西1丁目3番31号	RC-1	446	446	S53.11	C	浦河町	該当なし	門(コンクリート造L1.21m、H1.2m)
浦河公共職業安定所	浦河郡浦河町堺町東1丁目5番21号	RC-2	311	631	S52.12	C	浦河町	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造L4.18m、H0.56m) 擁壁(鉄筋コンクリート造L10.3m、H1.43m) 門(鉄筋コンクリート造L1.2m、H0.84m)
小樽公共職業安定所	小樽市色内1丁目10番15号	RC-3	487	1,298	H9.2	C	小樽市	防火扉6枚 防火シャッター3枚	擁壁(コンクリート造L26.3m、H1.88m) 門(鉄筋コンクリート造L9.2m、H4.3m)
札幌公共職業安定所	札幌市中央区南10条西14丁目	RC-3	1,357	2,490	S63.9	C	札幌市	防火扉1枚 防火シャッター3枚 耐火クロススクリーン3枚	擁壁(コンクリート造L57.6m、H1.48m)
札幌北公共職業安定所	札幌市東区北16条東4丁目	RC-3	865	1,848	H11.2	C	札幌市	防火扉2枚	塀(鉄筋コンクリート造L84.4m、H0.99m)
室蘭公共職業安定所伊達分室	伊達市網代町5-4	RC-2	275	488	H9.10	C	伊達市	該当なし	該当なし
室蘭公共職業安定所	室蘭市海岸町1丁目20番地28	RC-2	629	1,110	H3.3	C	室蘭市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造L4.96m、H0.43m)
函館公共職業安定所	函館市新川町26番6号 函館地方合同庁舎分庁舎	RC-2	1,007	2,054	S42.3	C	函館市	該当なし	該当なし
函館職安江差南が丘合築宿舎204棟	檜山郡江差町南が丘7番地200	B-2	69	139	S53.11	C	江差町	該当なし	該当なし
北海道労働局新築宿舎敷地	札幌市南区南36条西10丁目250番68	-	-	-	-	D	札幌市	該当なし	塀(コンクリート・ブロック造L60.67m、H0.8m)
小樽労働基準監督署幸町宿舎敷地	小樽市幸4丁目20番7	-	-	-	-	D	小樽市	該当なし	擁壁(コンクリート造L20m、H1.18m)

# 契 約 書 （ 案 ）

- 1 契 約 名 令和2年度北海道労働局施設定期点検業務
- 2 業務場所 網走市大曲1丁目1番3号 外34件
- 3 契約期間 契約の日から7日以内に着手し、令和2年11月30日まで
- 4 契約金額 ¥ , , 円  
(うち消費税及び地方消費税額¥ , 円)  
(消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。)

頭書の契約について、支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長 長 正敏（以下「甲」という。）と、  
(以下「乙」という。 ) とは、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第 1 条 甲は、別紙「仕様書」に基づき業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(信義誠実の原則)

第 2 条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約保証金)

第 3 条 契約保証金は免除する。

(検査)

- 第 4 条 乙は、仕様書に記載する業務を行った場合は、その業務終了後速やかに「業務完了届」を甲に提出し、検査を受けなければならない。
- 2 甲の指定する検査職員は「業務完了届」を受領した日から10日以内に検査を行うものとする。
  - 3 乙の業務は、前項の検査に合格したときをもって完了するものとする。
  - 4 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格の場合については、検査職員の指示に従い、遅滞なく業務のやり直しをし、再度検査を受けなければならない。
  - 5 本条において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

(代金の請求及び支払)

- 第 5 条 乙は、仕様書に記載する業務の検査完了後速やかに、官署支出官 北海道労働局長（以下「支出官」という。）あてに支払請求書を提出するものとする。
- 2 支出官は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に、乙に代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第 6 条 支出官は、その責めに帰すべき理由により約定期間内に代金を支払わないときは、約定期間満了日の翌日から支払日までの日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」により、遅延利息を乙に対して支払うものとする。

ただし、天災地変等やむを得ない事由による場合は当該事由の継続する期間を遅延日数に算入しないものとし、遅延利息の金額が100円未満であるときの遅延利息又は100円未満の端数が生じたときの端数は支払わないものとする。

(秘密の保持)

第 7 条 乙及び乙が使用する作業従事者は、業務の処理に際して知り得た甲の業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(費用の負担)

第 8 条 この契約の締結に要する費用、業務実施のための必要な機械器具、資材、消耗品等履行に必要なすべての費用は、乙の負担とする。

(権利又は義務の譲渡等)

第 9 条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令第 1 条の 3 に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条 2 項に規定している信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(解除)

第 10 条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第 2 号から第 4 号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(2) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 甲が行う検査に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(4) 第 7 条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第 542 条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第 11 条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第 1 項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 12 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しく

は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
  - (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
  - (4) 乙またはその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
  - (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第13条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
  - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第14条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第15条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第16条 第15条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約

金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第17条 乙は、第10条第2項、第13条及び前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(再委託)

第18条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。))を含む。)に委託することはできない。

- 2 乙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再受託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再受託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第19条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。)を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

(履行体制)

第20条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。
  - (1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。
  - (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
  - (3) 契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(属性要件に基づく契約解除)

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第23条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。))並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第24条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第25条 甲は、第10条第2項、同条第3項、第15条、第21条、第22条、第24条第2項及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第10条第2項、同条第3項、第15条、第21条、第22条、第24条第2項及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第26条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(法令遵守)

第27条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約

期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託業務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

(履行内容が契約の内容に適合しない場合の措置)

第28条 甲は、第4条に規定する検査に合格した後において、当該履行内容が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の手段による代替措置、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第29条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第30条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第6条、第7条、第10条第2項、第11条、第13条、第16条、第17条、第23条、第25条、第28条、第29条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 札幌市北区北8条西2丁目1番1号  
支出負担行為担当官  
北海道労働局総務部長 長 正敏

乙